

第1章 総 則

第1章 総 則

第1節 岡垣町地域防災計画の目的

1 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、風水害・大規模火災・地震・津波等の災害に対処するため、岡垣町防災会議(資料編P.1～2)が町域に係る防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定め、計画的かつ効率的な防災行政の実施を図ることにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、協力して効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、可能な限りその被害を軽減するべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会でお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動を展開する。

計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

第2節 地域防災計画の性格

この計画は、「福岡県地域防災計画」に準拠し、町、県、関係機関が処置すべき基本的な事務及び業務を定めたものである。

よって、町及び関係機関等は、この計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うに当たっての具体的なマニュアルを作成し、防災に対して万全を期するものとする。

1 対象とする災害の範囲

- (1) 土砂災害
 - (2) 水害
 - (3) 地震・津波災害
- } 風水害

なお、原子力災害対策については、国や県の原子力災害に対する支援への協力や取り組み施策との整合を図りながら取り組むものとする。

2 防災計画の構成

- (1) 災害予防計画 ⇒ 災害の発生を未然に防止し被害を軽減するため、平常時において実施すべき諸施策及び施設の整備についての基本的な計画を定める。
- (2) 災害応急対策計画 ⇒ 災害の発生またはそのおそれがある場合の配備体制や分掌事務をはじめ、各種情報の伝達方法、被害者に対する応急救助の措置及び災害の拡大を防止するための基本的な計画を定める。
- (3) 災害復旧・復興計画 ⇒ 民生安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧等についての基本的な方針を定める。

第3節 防災関係機関の防災業務大綱

町及び防災関係機関等の処理すべき防災対策上の業務大綱を次のとおりとする。

- 1 町
- 2 遠賀郡消防本部、岡垣町消防団
- 3 県
- 4 指定地方行政機関
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 町

町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減するために各防災関係機関及び他の地方公共団体等並びに住民の協力を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の防災活動を実施する。

(災害予防)

- ア 防災会議に係る事務に関する事
- イ 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- ウ 防災施設の整備に関する事
- エ 防災に係る教育、訓練に関する事
- オ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- カ 他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関する事
- キ 防災に必要な資機材等の整備及び備蓄に関する事
- ク 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
- ケ 給水体制の整備に関する事
- コ 公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関する事
- サ 住民の自発的な防災活動の促進に関する事
- シ 災害危険区域の把握に関する事
- ス 各種災害予防事業の推進に関する事
- セ 防災知識の普及に関する事
- ソ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事
- タ 企業等の防災対策の促進に関する事
- チ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事
- ツ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事
- テ 帰宅困難者対策の推進に関する事

(災害応急対策)

- ア 水防・消防等応急対策に関する事
- イ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
- ウ 避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに指定避難所及び福祉避難所（以下「指定避

岡垣町地域防災計画

難所等」という。)の開設に関すること

- エ 災害時における文教、保健衛生に関すること
- オ 災害広報及び被災者からの相談に関すること
- カ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること
- キ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること
- ク 復旧資機材の確保に関すること
- ケ 災害対策要員の確保・動員に関すること
- コ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- サ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること
- シ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること
- ス 災害ボランティアの活動支援に関すること
- セ 町所管施設の被災状況調査に関すること

(災害復旧)

- ア 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること
- イ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等の災害融資等に関すること
- ウ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
- エ 義援金品の受領、配分に関すること

2 遠賀郡消防本部

(災害予防)

- ア 風水害、火災等の予防
- イ 消防力の維持向上
- ウ 関係町と共同による地域防災力の向上
- エ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言
- オ 防災知識の普及、防災訓練への参加・協力

(災害応急対策)

- ア 災害に関する情報収集、伝達
- イ 風水害、火災等の警戒、防御
- ウ 消防活動
- エ 救助・救急活動
- オ 避難誘導
- カ 行方不明者の調査、搜索
- キ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策

3 県

県は、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められたとき、または防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関等の防災活動を援助し、その調整を行う。

(災害予防)

- ア 防災会議に係る事務に関すること
- イ 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ウ 防災施設の整備に関すること
- エ 防災に係る教育、訓練に関すること
- オ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- カ 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること
- キ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- ク 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること
- ケ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- コ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- サ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- シ 防災知識の普及に関すること
- ス 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること
- セ 消防応援活動調整本部に関すること
- ソ 企業等の防災対策の促進に関すること
- タ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
- チ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること
- ツ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること
- テ 帰宅困難者対策の推進に関すること

(災害応急対策)

- ア 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- イ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- ウ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- エ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること
- オ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- カ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
- キ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- ク 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- ケ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- コ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- サ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
- シ 災害ボランティアの活動支援に関すること
- ス 福岡県所管施設の被災状況調査に関すること

(災害復旧)

- ア 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること
- イ 物価の安定に関すること
- ウ 義援金品の受領、配分に関すること
- エ 災害復旧資材の確保に関すること
- オ 災害融資等に関すること

4 福岡県警察本部（折尾警察署）

（災害予防）

- ア 災害警備計画に関すること
- イ 警察通信確保に関すること
- ウ 関係機関との連絡協調に関すること
- エ 災害装備資機材の整備に関すること
- オ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- カ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- キ 防災知識の普及に関すること

（災害応急対策）

- ア 災害情報の収集及び伝達に関すること
- イ 被害実態の把握に関すること
- ウ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
- エ 行方不明者の捜索に関すること
- オ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
- カ 不法事案等の予防及び取締りに関すること
- キ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
- ク 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- ケ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
- コ 広報活動に関すること
- サ 遺体の死因・身元の調査等に関すること

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関等と相互に協力の上、防災活動を実施し、市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

6 自衛隊（陸上自衛隊第4師団）

（災害予防）

- ア 災害派遣計画の策定に関すること
- イ 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

（災害応急対策）

- ア 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施し、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

なお、県内の指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における防災関係機関の関係部局を以下のように示す。

指定地方行政機関

- ①九州管区警察局
- ②福岡財務支局
- ③九州厚生局
- ④九州農政局（福岡支局）
- ⑤九州森林管理局（福岡森林管理署）
- ⑥九州経済産業局
- ⑦九州産業保安監督部
- ⑧九州運輸局（福岡運輸支局）
- ⑨大阪航空局（福岡空港事務所）
- ⑩大阪航空局（北九州空港事務所）
- ⑪第七管区海上保安本部
- ⑫福岡管区气象台
- ⑬九州総合通信局
- ⑭福岡労働局
- ⑮九州地方整備局
- ⑯九州防衛局
- ⑰国土地理院九州地方測量部
- ⑱九州地方環境事務所

指定公共機関

- ①九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社
- ②西日本電信電話株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（九州支店）、株式会社NTTドコモ（九州支社）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
- ③日本銀行（福岡支店・北九州支店）
- ④日本赤十字社（福岡県支部）
- ⑤日本放送協会（福岡放送局）
- ⑥西日本高速道路株式会社
- ⑦日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- ⑧九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社
- ⑨西部ガス株式会社
- ⑩日本郵便株式会社（九州支社）

指定地方公共機関

- ①西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社
- ②福岡国際空港株式会社
- ③公益社団法人福岡県トラック協会
- ④大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社
- ⑤一般社団法人福岡県L Pガス協会
- ⑥公益社団法人福岡県医師会
- ⑦公益社団法人福岡県獣医師会
- ⑧一般社団法人福岡県歯科医師会
- ⑨公益社団法人福岡県看護協会
- ⑩公益社団法人福岡県薬剤師会
- ⑪株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞社西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞社 西部支社
- ⑫戸畑共同火力株式会社
- ⑬R K B毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社C R O S S F M、ラブエフエム国際放送株式会社
- ⑭公益社団法人福岡県水難救済会
- ⑮社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

第4節 住民及び企業等の基本的責務

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策を講じるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の設立・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害時に備えるものとする。また、災害時には、自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーン（複数の供給元）の確保等の事業継続等）、地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの策定等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時には、これらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

第5節 地域の危険性の総合的把握

町域での発生が想定される災害の危険性については、次のように整理する。

なお、具体的な災害発生の危険度や地区区分・名称等については、防災マップにて掲載する。

- 1 風水害に対する災害特性
- 2 地震災害に対する災害特性
- 3 津波災害に対する災害特性

1 風水害に対する災害特性

風水害は、水害と土砂災害に分かれる。また水害は河川水の越流や堤防破壊等による外水氾濫と、河川水位の上昇に伴って堤内地で生じる内水氾濫とに大別される。

ここでは、水害における、外水氾濫と内水氾濫の災害特性と土砂災害における災害特性について整理する。

(1) 外水氾濫に関する災害特性

外水氾濫の生じやすい主な要因は、河川規模を上回る出水であり、河道の狭小部や屈曲部において生じやすい。

本町を流れる矢矧川、汐入川及び篠間川において、地盤高の低い氾濫平野や自然堤防など、市街地での被害が生じる可能性がある。また、各地区に点在する微高地において、河床勾配の急減部などによる河道から溢れた流水によって損壊、流失などの被害が生じやすい。

以上のことから、集中豪雨のように河道の流下能力を超えるような雨が、短期間に降るような場合には、浸水被害が考えられる。

(2) 内水氾濫に関する災害特性

内水氾濫は、堤内地に降った雨水が河道に流入できないことによって生じる。実際には、小規模な支川や排水路・側溝での雨水氾濫である場合が多い。

本町においては、旧河道、後背低地などの低平な平野の凹地の雨水が集まりやすい地域や、都市化の進んだ丘陵地において、内水氾濫が発生しやすい状況となっている。

なお、本町内には氾濫平野等を利用した水田が広域に存在し、これが天然の遊水池として機能していると考えられる。よって、これらの水田が減少し、流域の持つ遊水機能が低下した場合には、低地部での浸水の危険性はさらに高くなると考えられる。

(3) 土砂災害に関する災害特性

本町の山地・丘陵においては、斜面勾配が急峻な地形も見られるが、概ね平野部に向けて緩やかな斜面勾配になっており、土砂災害に対し、比較的安全であると思われる。

しかしながら、一部においては氾濫平野沿いの山地斜面に集落が形成されている場合や、谷底平野沿いの山地斜面に集落が形成されているため、これらの地域では崖崩れや斜面崩壊などの土砂災害に対する注意が必要となっている。

2 地震災害に対する災害特性

地震災害は、地震動や地盤の液状化による直接的な被害と、それに伴う地震火災の発生や地震水害などの間接的な被害に大別される。

(1) 地震による直接的な被害に関する災害特性

本町内の市街地は、山地・丘陵部の一般斜面や造成地、氾濫平野上の盛土地などに形成されている。

山地・丘陵部の一般斜面やその造成地に当たる地域は、一般的に地震動は小さく、比較的安全な地域である。ただし、造成地の盛土部分においては、地盤の根固めが十分でない場合に地震動が大きくなる可能性があり、また、盛土と切土の境界部分では、地震による揺れ方の違いから構造物に被害が生じたり、地盤にクラック（ひび割れ）等が生じる可能性がある。

また、一部の造成地においては、木造家屋が密集しており、新興市街地の初期の宅地造成地が多いことから、道路幅が狭く公園等のオープンスペースが少ない等、大規模地震の発生においては、家屋の崩壊や地震火災の発生等の可能性が高いと考えられる。さらに、これらの木造家屋の密集地域の周辺には、危険物施設の立地が見られ、火災が発生した場合などによる被害の拡大を招く可能性がある。

次に、低地部の市街地における、氾濫平野上の盛土地においては、一般に地震動が大きくなりやすい。さらに、一部の地区においては、木造率の割合も高く地震火災の発生における被害の拡大をまねく要因となっている。

また、本町全域において消防水利が消火栓主体となっているため、地震による消火栓への供給機能の低下によって、消火栓が使用不能となる可能性があり、危険物施設の集中する地域では火災の延焼が助長される可能性がある。

液状化に関しては、県の「地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月 福岡県）の結果をみると、矢矧川下流域の一部地域において、小倉東断層、警固断層（南東部）を震源とする地震が発生した場合には、液状化危険度が「高い」と予測されており、西山断層を震源とする地震が発生した場合には、液状化危険度が「極めて高い」と予測されている。

(2) 地震による副次的な被害に関する災害特性

地震による副次的な災害として、地震水害があげられる。水害は、主に台風や集中豪雨など豪雨に起因する場合がほとんどであるが、地震発生時にも生じる可能性がある。

矢矧川や汐入川では、地震動による堤防破壊が生じる可能性があり、特に矢矧川や汐入川の河川沿いに市街地の密集している地域における被害が懸念される。

地すべりによる河道閉塞は、波津地区の山地・丘陵部において地すべり地形が確認されており、災害発生の可能性がある。地すべりによる河道閉塞が生じると上流域であっても水害が発生する可能性があるうえ、河道を閉塞した土砂が土石流となって下流地域を襲うことも考えられるため、注意が必要である。

3 津波災害に対する災害特性

一般的に津波は地震による断層運動によって海底が広域にわたって急激に沈降・隆起する際に、海面に凹凸が生じて発生するとされている。

県の「津波に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月 福岡県）の結果をみ

岡垣町地域防災計画

ると、対馬海峡東の断層で想定した地震が起きた場合、最大津波高2.1m（朔望平均満潮位）、津波到達時間94分、最大津波到達時間155分、浸水範囲は主に玄界灘や響灘に面した浜辺で生じると予測され、浜辺に面した宅地等で地盤と護岸が低い箇所では、浸水する可能性があるとしてされている。

本町には、矢矧川や汐入川の河川沿岸低地部の一部に市街地が形成されていることから、津波遡上の状況次第では注意が必要である。

第6節 災害の想定

地域防災計画の策定に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

また、地震・津波災害に関しては、県の地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月 福岡県）及び津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月 福岡県）の結果を基礎とした。

なお、上記アセスメント調査は地震対策特別措置法（平成7年7月18日施行）及び津波対策推進法（平成23年6月24日施行）に基づくものであり、津波防災対策地域づくり法（平成23年12月27日施行）に基づくものではない。

計画策定の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

1 風水害

- ・台風による災害
- ・集中豪雨等の異常降雨による災害

2 地震災害

想定地震については、県地域防災計画（地震・津波対策編）では、地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性が存在するとしている。

このため、県は、各市町村の直下10kmにおいて、マグニチュード6.9の地震が発生したと想定し、各市町村の被害を算出しており、町においてもその設定に準じるものとする。

なお、被害の詳細については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月 福岡県）に掲載している。

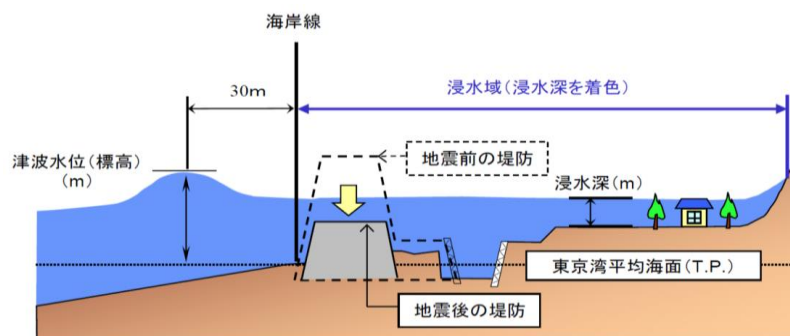
3 津波災害

想定津波については、県が「津波防災地域づくりに関する法律」の基本指針や国の最新の知見に基づき、新たに津波浸水想定を設定している。

■津波被害想定

影響開始時間	最高津波水位(TP)	最高津波到達時間	浸水面積
4分	3.2 m	19分	30 ha

注) 最高津波水位は、東京湾平均海面（T.P.）（標高0m）からの高さを示しており、地盤面からの高さとは異なる。（下図参照）



4 原子力災害

本町は、玄海原子力発電所から北東に約80kmの位置にあり、福岡県が定めた、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（玄海原子力発電所から半径30kmの円内）の範囲外に位置している。

しかしながら、原子力災害対策については、特に正確な情報収集や広域避難の受け入れ体制整備などが今後必要になると考えられることから、国や県の原子力災害に対する支援への協力や取り組み施策との整合を図りながら取り組むものとする。

なお、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域は、原子力安全委員会で見直しが進められている「原子力施設等の防災対策について」の中間とりまとめ（平成24年3月22日）資料で示されている「緊急防護措置準備区域（UPZ）」の考え方によるものである。

第7節 計画の運用等

1 平常時の運用

(1) 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

ア 施策・事業の企画段階での防災上の検討

町及び防災関係機関は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努めるものとする。

- ①防災アセスメントの結果及び当該地域の地形地盤条件の考慮
- ②災害危険への影響
- ③施策・事業計画における防災上の効果等

イ 施策・事業の総合調整

町及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

(2) 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害発生時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、町及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておくものとする。

なお、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことがないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

2 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

3 計画の周知

この計画は、町及び防災関係機関等の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。